東魏北齊革命と『魏書』の編纂

佐川英治

はじめに
一　『魏書』編纂の背景
二　國史編纂史中の「魏史」
三　魏齊革命と穢史問題
おわりに

はじめに

『魏書』は北齊の中書令兼著作郎の魏收が撰した北魏東魏史の正史である。北齊天保二年（五五一）に文宣帝高洋の詔で編纂が始まり、天保五年（五五四）三月には紀傳が、十一月には十志が完成した。ただし文宣帝が尚書省において諸家の子孫に内容を討議させたところ、たちまち不平を訴える者は百人を越えた。文宣帝はこれを力で押さえ込もうとするが、ついに獄死者を出すにいたっては『魏書』の施行を停止せざるをえなかった。ようやく孝昭帝の時（五六〇―六一）に大幅な改訂を加え施行されたが、その後も不平の聲は止むことはなく、ついに「穢史」と稱されたことは有名である。

こうした事情から『魏書』は、早くから史料批判の對象となった。唐の劉知幾は『史通』外篇・古今正史で、（一）北齊におもねり魏朝を貶め、北朝に對しては南朝を貶める、（二）自分の愛憎によって列傳を作る、（三）權勢に媚び、時の權力者のために佳傳を作る、の三點をもって「穢史」の理由とした。(1) 清の趙翼は『廿二史劄記』卷一三「魏書多曲筆」を

著し、北齊の高祖高歡が北魏末の權力掌握過程でおこなった不正義を故意に回避していることをもって曲筆の事實としている。一方、四庫提要は『魏書』が種々の問題を含むにしても、公平にみれば殊更『魏書』だけをとりあげて「穢史」とすることはできないと辯護している。(2)

よって初期の『魏書』研究も穢史問題から出發し『魏書』の史料價値を檢證する方向へと進んでいった。文獻學的なアプローチから『魏書』が史料にもとづいて書かれた歴史書であることを檢證した一九三〇年代の周一良氏や内田吟風氏の研究がその代表的なものである。(3) また『魏書』卷三二高湖傳および卷四八高允傳の内容に檢討を加え、高允と高歡に血緣關係のないことを論證した濱口重國氏の研究も忘れてはならない業績である。(4)

戰後の研究で獨特の見解を示したものとしては、尾崎康氏の研究があり、穢史問題の爭點が個々の家柄に關することであったこと、『魏書』の列傳が從來にない家譜的要素をもっていること、東魏から北齊への禪讓革命で文宣帝を擁立したのは漢人官僚であったことなどから、『魏書』の編纂では北齊王朝の下での貴族制の再編成が考慮されたとしている。(5)

近年では新たな石刻史料の發見と研究が、また『魏書』に別の問題を投げかけている。一九八〇年に内蒙古自治區呼倫貝爾盟鄂倫春自治旗で發見された北魏太武帝時代の嘎仙洞石刻文からは、北魏で可寒、可敦なる稱號を用いていたことが明らかとなった。ところが、『魏書』卷一〇八之一禮志一は同刻文を收錄していながらこの稱號を含む末尾の一文を削っており、これは魏收が鮮卑的習俗を野卑として削除したのではないかという疑いがもたれている。(6) 一九九五年に詳しい内容が明らかとなった文成帝南巡碑の碑陰からも、『魏書』にはない幾つもの鮮卑獨特の官職名が見つかっている。川本芳昭氏はこれについても異民族支配を連想させる記述を排除する目的で魏收が取り上げなかった可能性を指摘している。(7) 最近では松下憲一氏が各種石刻・文書史料を博搜し、東魏西魏の初めまで廣く「大代」の國號が使用されていたことを確認する一方、『魏書』に國號としての「代」の用例がないことを明らかにし、魏收が意圖的に排除したものとする。(8) すなわち、新史料の出現によって、『魏書』の民族問題がクローズアップされてきたのである。

問題はなぜ魏收がそのような改竄をしたり、偏った事實の取り上げ方をしたかであるが、この點は『魏書』の本質的な性格が何かという問題から考える必要があるだろう。筆者はこれまで『魏書』の均田制に關する記述を研究し、それが北齊政權の立場から書かれたものであることを指摘してきた。(9) 民族に關する記述にしても同樣の視點から考える必要がある。その場合、尾崎氏が指摘するように東魏北齊革命における漢人官僚の擡頭の問題が重要であるが、それが歷史書としての『魏書』の編纂とどうかかわるかはなお明らかでない。

そこで本論が檢討したいのは、『魏書』の本質的な性格とその歷史觀であるが、魏收の自序は失われており、今日に殘る「前上十志啓」もそれを知るには內容に乏しく、『北史』卷五六魏收傳にいたってはただ「詔して魏史を撰らしむ」とあるだけで何も述べていない。そこで本論では改めて『魏書』編纂の經緯や背景を分析することからこの問題を考えていくことにしたい。

一　『魏書』編纂の背景

魏收の字は伯起、鉅鹿下曲陽の人で、前漢初めの魏無知の後裔とされている。祖母は趙郡の李氏、母は博陵の崔氏で、北魏宣武帝の正始四年（五〇七）に生まれ、孝明帝の末頃太學博士に起家した。天平元年（五三四）高歡が立てた孝靜帝に從い鄴都に移り東魏に仕えた。若くして文才を知られていたが、文宣帝高洋の詔を受け『魏書』を編纂するにいたるには二つの重要な契機がある。

一つは、高歡の中外府主簿であったとき、高歡の長子高澄の推擧を得て兼散騎常侍、修國史となったこと、そして武定二年（五四四）に改めて散騎常侍、領兼中書侍郎、修國史となったことである。(10) 修國史はかねてより魏收の希望するところであったが、この願いを高澄に取りつぎ實現したのは、魏收の母と同宗の崔暹であり、崔暹は高澄が最も信頼を寄せる漢人官僚であった。

崔暹が魏收を高澄に薦めたのは、單に魏收の願いを叶えてやるためではない。武定二年は高澄が大將軍、領中書監となり、鄴都における一切の賞罰の權を掌握した年であった。[11] もともと高歡は晉陽に居ることが多く、鄴都の朝政は孫騰、司馬子如、高隆之、高岳ら勳貴に委ねていた。興和元年（五三九）になって高澄を鄴都に派遣し京畿大都督に任ずるが、勳貴に對する高澄の優位が確立したのがこの時である。武定初めに御史中尉となった崔暹は、これ以降高澄の權力をより強固なものとするため、盛んに司馬子如ら勳貴の彈劾をおこなう。同時に崔暹は山東士族の子弟を選んで御史とし、高澄の下での結束を圖るのである。魏收の登用はこの動きと連動するもので、崔暹は高澄に魏收を薦めて「國史の事重く、公家の父子の覇王の功業、皆須く具載すべきも、收に非れば不可なり」（『北史』卷五六魏收傳）と述べている。また『北齊書』卷四五文苑・李廣傳には「中尉崔暹、御史を精選するに皆これ世冑なり。廣獨り才學を以て御史、修國史を兼ぬ」とあり、名族子弟を御史とし、才學ある者を修國史にしたのであって、この二つはともに勳貴との對立を背景にしたものであった。

二つめの契機は、魏齊革命である。武定七年（五四九）八月、高澄が不慮の死を遂げると、跡を繼いで丞相となった同母弟の高洋は、翌年五月、魏の孝靜帝元善見の禪を受けて卽位し、天保と改元した。この魏齊革命は、高德政や楊愔ら漢人官僚の協力の下、婁太后や勳貴の反對を押し切って進められたものである。この時すでに崔暹は司馬子如や高隆之らの卷き返しにあって失脚しており、楊愔が漢人官僚のまとめ役となっていた。魏收は楊愔の奏上によって禪代の詔册を作成している。『魏書』編纂の詔が下されたのはこの翌年で、ここにも勳貴との對立が反映されている。『北齊書』卷一八高隆之傳によれば、『魏書』編纂時、勳貴の高隆之が「監國史」であった。一方、『北史』卷五六魏收傳には、

平原王高隆之に詔し、これを總監せしむるも署名のみ。帝、收に敕して曰く、「好く直筆せん、我終に魏の太武、史官を誅するを作さず」と。

とあり、文宣帝は高隆之を總監させながら署名のみとして『魏書』への介入を許さず、さらに北魏の太武帝が國書事件で崔浩を誅したようなことはしないと約束している。このことは『魏書』の編纂をめぐって文宣帝と高隆之の閒に對立があ

ったことを示している。ではなぜ『魏書』の編纂は両者の對立の舞臺となったのであろうか。

まず勳貴について述べておこう。「勳貴」は『北齊書』等に見られる言葉で、勳功によって顯官に登った者をいう。多くは爾朱榮の集團の中で頭角を現し、爾朱榮の死後、爾朱氏と對立した高歡の側についた武將達である。

例えば、高隆之は『魏書』では高歡の從祖弟として共に卷三二高湖傳に立傳されているが、『北齊書』卷一八には高平金鄉の徐氏といい、また『北史』卷五四には洛陽の人で閹人徐成の養子ともいい、その出自は不明である。明らかなところでは、北魏の永安元年（五二八）に爾朱榮配下の東南道行臺于暉の行臺郎中となり羊侃討伐に從軍した。この時やはり爾朱榮配下の親信都督であった高歡と知り合う。後に高歡が山東で自立するとそれを助け、累遷して幷州刺史となった。こうした功績によって後に高歡の從弟とされたのである。

このように高隆之の出自は不確かで、漢族ともそうでないとも判斷のつかないところがある。その點は高歡と同じであり、高歡は代々北邊に暮らしその習俗は「遂に鮮卑に同じ」とされる（『北史』卷六齊本紀上）。また爾朱榮集團から分かれたという點では西魏の關隴集團と同根であり、[12] かつて高歡は風紀の肅正を求める杜弼に對して「今の督將の家屬多くは關西に在り、黑獺（宇文泰の字）常に相招誘し、人情の去留未だ定らず」（『北齊書』卷二四杜弼傳）と述べている。實際に高歡が死ぬと、河南大行臺の侯景は高澄を嫌って離反し、西魏に援軍を求めている。崔暹らが彈劾したのは主にこうした高歡世代の勳貴らである。

以上のような勳貴の性格を前提として、次ぎに高隆之がついていた監國史について檢討する。

監國史は正しくは監修國史であり、唐では房玄齡以來、大臣がこの職を領することが通例となった。[13] その起源は北朝に遡るとされている。[14] 唐の劉知幾は『史通』外篇・史官建置で「高齊及び周より隋氏まで、その史官の大臣を以て統領する者、これを監修という」といい、その始まりを北齊、北周の時代としている。しかし北齊と北周で同じものが別々に始まったとは思えないから、その起源は北魏の末にある可能性が高い。また『史通』によれば、北魏では初め、史臣は常職で

【表一】 北魏から北齊・北周の間の監國史

1	元天穆	代人	北魏孝莊	**監國史**、錄尚書事、開府、世襲并兆刺史(建義初528)	魏書14/355
2	山偉	代人	北魏節閔～東魏孝靜	修起居注(孝明)～領著作郎(孝莊)～著作(節閔)～覽起居、領著作(孝靜)	北史50/1835
3	陽休之	右北平無終	北魏節閔	與魏收、李同軌等修國史	北齊42/561
4	高法顯	?	北魏節閔	國史典書	北史50/1835
5	魏收	鉅鹿下曲陽	北魏節閔	敕典起居法、并修國史、俄兼中書侍郎(普泰元年531)	北史56/2026
6	李同軌	趙郡高邑	北魏節閔	著作郎、典儀注、修國史	魏書84/1860
7	谷纂	昌黎	東魏孝靜?	**監國史**、不能有所緝綴	魏書33/782
8	陸卬	代人	東魏孝靜?	中書侍郎、修國史	北齊35/469
9	宇文忠之	代人	東魏孝靜	除中書侍郎、…後敕修國史(天平初534)	魏書81/1795
10	房謨	代人	東魏孝靜	侍中、**監國史**(天平三年536後～武定三年545前)	北史55/1992
11	宇文忠之	代人	東魏孝靜	爲安南將軍、尚書右丞、仍修史。未幾、以事除名(武定初543)	北史50/1836
12	魏收	鉅鹿下曲陽	東魏孝靜	兼散騎侍郎、修國史(武定初?)、……正常侍、領兼中書侍郎、仍修國史(武定二年544)	北史56/2028
13	李廣	范陽	東魏孝靜	兼侍御史、修國史(武定初543)	北史83/2787
14	崔暹	博陵安平	東魏孝靜	度支尚書、**監國史**、兼右僕射。(武定五年547)	北史32/1189
15	高隆之	渤海蓨	北齊文宣	以本官錄尚書事、領大宗正卿、**監國史**(天保二年551)	北史18/237
16	魏收	鉅鹿下曲陽	北齊文宣	太子少傅、**監國史**(天保八年557)	北史56/2032
17	權會	河間鄚	北齊文宣	著作、修國史、監知太史局事(皇建560前)	北齊44/592
18	魏收	鉅鹿下曲陽	北齊孝昭	兼侍中、右光祿大夫、仍儀同、**監史**(皇建元年560)	北史56/2033
19	趙隱	自云南陽宛	北齊武成	累遷尚書左僕射、齊州大中正、**監國史**(河清元年562後～武平二年571前)	北史55/2008
20	崔劼	東清河郡	北齊武成	五兵尚書、**監國史**	北史42/558
21	劉狄	彭城叢亭里	北齊武成	給事黃門侍郎、修國史	北史42/1552
22	陽休之	右北平無終	北齊後主	光祿卿、**監國史**(天統初565)	北齊42/562
23	張雕虎	中山北平	北齊後主	**監國史**(武平四年573前)	北齊44/594
24	王皓	北海劇	北齊後主	修國史(天統末596)	北史24/891
25	魏澹	鉅鹿下曲陽	北齊後主	與李德林俱修國史(武平四年553後)	隋書58/1416
26	李德林	博陵安平	北齊後主	除中書侍郎、仍詔修國史(武平四年573後)	北史72/2505
27	崔季舒	博陵安平	北齊後主	加特進、**監國史**(武平四年573後)	北史32/1185
28	祖珽	范陽遒	北齊後主	尚書左僕射、**監國史**、加特進(武平四年573後)	北史39/519
29	李公緒	趙郡平棘	東魏北齊	除殿中侍御史、修國史	北史33/1212
30	檀翥	高平金鄉	北魏孝武	兼中書舍人、修國史、加鎭軍將軍(孝武帝入關時534)	周書38/687
31	元孚	代人	北魏孝武	除尚書左僕射、扶風郡王、尋**監國史**(孝武帝入關時534)	北史16/614
32	樓大伐	代人	西魏文帝	詔領著作郎、**監修國史事**(大統元年535)	北史書20/757
33	蘇亮	武功	西魏文帝	除中書監、領著作、修國史(大統八年542後)	周書38/678
34	薛寘	河東汾陰	西魏廢帝	領著作佐郎、修國史(廢帝元年552)	周書38/685
35	李昶	頓丘臨黃	西魏	丞相府記室參軍、著作郎、修國史	周書38/686
36	冠遵考	上谷昌平	北周	授鄉伯中大夫、轉司成中大夫、除使持節、大將軍、專修國史(武成二年560後)	芒洛冢墓遺文續編
37	柳敏	河東解縣	北周武帝	遷小宗伯**監修國史**(建德六年577前)	周書32/561
38	鄭元琮	滎開封	北周宣帝	**監國史**	隋書38/1136
39	張煚	河間鄚	北周	司成中大夫、典國史	隋書46/1261

はなかったが、後に祕書省に著作局が置かれ著作郎二人と著作佐郎四人が配置され、うち一人ないしは二人が修史を擔った。さらに北魏末の普泰元年（五三一）以後、別に修史局が設けられ、六人の定員が置かれた。恐らく魏收がついた修國史はこれであり、『魏書』の場合も魏收の他に、通直常侍房延祐、司空司馬辛元植、國子博士刁柔、裴昂之、尚書郎高孝幹ら五人の史臣が任じられている。(15) 監國史が修國史を總監するものであるとすれば、やはりその起源は北魏末に修史局が置かれた頃と考えられよう。

そこで北魏から北齊・北周末までの監國史を調べたのが【表一】である。これを見ると、やはり監國史は北魏末の爾朱榮の時代に遡り、管見の限りでは元天穆に始まっている。そして東魏・西魏へと繼承されているのである。

元天穆は道武帝の曾祖平文帝の子孫であるが、北魏の孝文帝が王爵を道武帝以降の子孫に限ってからは元氏とはいえ「疏屬」となった（『魏書』卷一四神元平文諸帝子孫傳）。元天穆は六鎮の亂の時に爾朱榮と出會いその腹心となる。やがて爾朱榮が孝莊帝を立てると上黨王に封ぜられ、葛榮討伐で勳功を立てた後「監國史」となった。

すると、一體、元天穆がなぜ監國史となったかが問題となるが、そのことに關連して『魏書』卷八一山偉傳には次のようにある。

> 國史、鄧淵より、崔深（この二字衍文）、崔浩、高允、李彪、崔光以還、諸人相繼いで撰錄す。綦儁及び偉等、上黨王天穆及び爾朱世隆に諂り說くに、以て國書の正應に代人の修緝すべく、宜しくこれを餘人に委ぬべからずと爲す。是を以て儁、偉等更わりて大（文？）籍を主る。

これによると、爾朱榮の時代、國史の編纂は代人が自ら擔うべきだとする主張があった。しかもその主張は元天穆や爾朱世隆の意向を汲むものであったという。

こうしてみると、元天穆や爾朱世隆らは從來漢人が擔ってきた國史に滿足せず、歷史を見直そうとする意向があったと考えられる。元天穆の墓誌には監國史のことは記されていないが、「魏は舊邦と雖も、革命唯新、王業艱難にして、事は

草創に同じ」とあり、[16] 新王朝を樹立したのと同じような意識をもっていたことがわかる。元天穆が監國史となり、代人が修史を獨占するようになったのは、こうした革命意識とかかわり自分たちの歴史觀で國史を作ろうとしたものと考えられるのである。

この影響は相當長く續いたようで、山偉傳には先の文に續けて、

守舊のみにして、初より述著無し。故に崔鴻の死後、偉の身の終わるまで、二十許載、時事蕩然として、萬に一を記さず、後人執筆するに、憑據する所無し。史の遺闕、偉の由なり。

とある。山偉の沒年は不明であるが、崔鴻が死んだのは孝昌の初め（五二五）頃であるから、それから二十年というと魏收が修國史になった時期に近い。そうすると崔暹が「國史の事重し」として魏收を修國史につけたのは、このように修國史を代人に握られていた狀況を覆そうとしたものかもしれない。

一方、監國史であるが、知りうる事例が少ないものの、**【表一】**の7の谷纂は山偉らと同じ立場の人物であり、[17] 10の房謨は代人である。14で崔暹が監國史になっているが、『北史』卷三二崔挺傳附暹傳には「神武崩じ、未だ喪を發せず、文襄、暹を以て度支尚書と爲し、國史を監せしめ、右僕射を兼ね、委ぬるに心腹の寄を以てす。」とあり、高歡死後、喪が發せられる間の特殊な狀況を利用して崔暹を監國史にいつけたことがわかる。しかもその後で崔暹を失脚させた高隆之が監國史になっていることからして、この時なお依然として漢人が修史を掌握することへの反發は強かったと見てよかろう。

それにしても、高隆之以降は監國史にせよ修國史にせよ代人が一人もいないことは注目される。しかもほとんどを山東士族が占めている。このことからすると、魏齊革命を境にして修史の事業は完全に漢人とりわけ山東士族の手に掌握されたようである。すなわち『魏書』はまさにその轉換に現れた歴史書であり、むしろ上述の編纂の經緯からすると、魏收が『魏書』を編纂することでこの轉換が果たされたといえそうである。

以上のように、『魏書』編纂の背景には、代人と漢人の歴史觀をめぐる對立があり、『魏書』は一方的に山東士族の立場

から書かれた歴史書であるといえる。問題はそれがどのような歴史観の對立であったかであるが、この點を考えるにはそれまでの北魏の國史編纂がどのような歴史觀でおこなわれてきたかをみる必要があるだろう。そこで次章ではこの點について考えることで兩者の歴史觀の違いを明らかにしたい。

二　國史編纂史中の「魏史」

北魏における國史編纂の歴史については、『北史』卷五六魏收傳にその概略を知ることができる。

始め、魏初、鄧彦海、代記十餘卷を撰り、その後崔浩、史を典り、游（雅・高）允・程駿・李彪・崔光・李琰之、郎知（この二字衍文）世々その業を修む。浩、編年體を爲し、彪、始めて紀・表・志・傳を分作するも、書なお未だ出ずず。宣武の時、邢巒に命じて孝文起居注を追撰せしめ、書は太和十四年に至る。又崔鴻、王遵業に命じてこれを補續せしめ、下は孝明に訖び、事甚だ委悉あり。濟陰王暉業、辨宗室錄三十卷を撰る。收、是に於いて通直常侍房延祐、司空司馬辛元植、國子博士刁柔、裴昂之、尚書郎高孝幹と博總斟酌し、以て魏書を成す。

右によれば、まず安定の鄧淵（彦海は字）の『代記』十餘卷がありこれが魏史編纂の出發點となった。以後、代々漢人にその事業が引き繼がれるが、その中で劃期をなすのは太武帝の時代に清河の崔浩が編年體の魏史を編纂したことと、孝文帝の時代に頓丘の李彪が紀傳體に改めたことである。ところが、ついにその書は出なかったという。宣武帝以降では『起居注』と『辨宗室錄』が編纂されているが、これらは史書というよりも資料である。とすると、孝文帝以降、北齊の初めに『魏書』ができるまで、北魏の國史編纂は停滯していたことになる。それはなぜであろうか。

鄧淵の「代記」については『魏書』卷二四鄧淵傳に「太祖、淵に詔し國記を撰らしむ。淵、十餘卷を造るも、ただ年月、起居、行事を次ぶのみ、未だ體例有らず」とある。近年、田餘慶氏は『魏書』卷一〇九樂志にいう「眞人代歌」の撰者を鄧淵とし、「代歌」と「代記」の關係を指摘している。(18)

掖庭中、眞人代歌を歌い、上は祖宗の開基の由る所を敍べ、下は君臣の廢興の跡に及び、凡そ一百五十章、昏晨これを歌い、時に絲竹と合奏す。郊廟の宴饗またこれを用う。

とあり、これが「代記」の資料となったとしているのは興味深い指摘である。鮮卑語で歌われた「代歌」を鄧淵の撰とするのは疑問が殘るが、鄧淵の國記が「代歌」と同様祖宗の開基に遡る歴史を記したものであることは後に述べることからも明らかであり、「代歌」が鄧淵の國記の資料となった可能性は高い。(19)

次ぎに崔浩の國史であるが、神䴥二年（四二九）と太延五年（四三九）の二度編纂がおこなわれた。前者については『魏書』巻三五崔浩傳に、

初め、太祖（道武帝）、尚書郎鄧淵に詔し國記十餘卷を著さしむ。編年に事を次べ、體例未だ成らず。太宗に逮び、廢して述べず。神䴥二年、詔して諸々の文人を集め國書を撰錄せしむ。浩及び弟覽、高讜、鄧穎、晁繼、范亨、黄輔等共に著作に參じ、國書三十卷を敍成す。

とあり、鄧淵の國記の體裁を整えるとともに、明元帝の時代に中斷していた編纂を引き繼ぐことが崔浩の國史編纂の主な内容であった。國記の體裁を整えるとは後掲の李彪傳のとおり『春秋』に準じた編年體にしたことである。また神䴥二年の際に太武帝は、道武帝の武功と明元帝の内政の事績を記すよう命じたことが、崔浩傳に引く太延五年の詔に記されている。さらに太延五年の詔では、華北統一の功業を前書に繼續して記すよう命じている。このことから、華北の覇權を確立した太武帝が、中原進出以降の國史に關心をもつようになっていたことがわかる。(20) また崔浩が春秋の體裁を導入したというのは、この頃北魏に中華意識が芽生え初めたことを示しているのかもしれない。(21)

次ぎに李彪の國書について『魏書』巻六二李彪傳には、

成帝より以來、太和に至るに、崔浩・高允、國書を著述し、編年序錄して春秋の體を爲すも、時事を遺落すること、三に一存無し。彪、祕書令高祐と始めて奏して遷・固の體に從い、創るに紀・傳・表・志の目を爲す。

とあり、『魏書』巻七下高祖紀太和十一年條に、

十有二月、祕書丞李彪、著作郎崔光に詔し、國記を改析し、紀傳の體に依らしむ。

とあるように、それまで編年體であった國記を改訂し、紀傳體に變えたのである。ただし、『魏書』巻五七高祐傳に引く李彪と高祐の上奏をみると、

始均より以後、成帝に至るに、その閒世數久遠にして、是を以て史能く傳えず。臣等疏陋にして、忝なくも史職に當たり、國記を披覽するに、窃かに志する有り。愚謂えらく、王業の始基、庶事の草創より、皇始以降、中土に光宅するは、宜しく遷・固の大體に依り、事類は相從い、紀傳は區別し、表志は殊けて貫かしむ。此の如く修綴せば、事備わり盡くすべし。

とあり、始均から成帝までは史料がないのでそのままにして、成帝以降を紀傳體にするとしている。この時に李彪がみた國記は、崔浩が作り高允らが續輯したものであるから、崔浩の國記は黄帝の末裔で堯に仕えたという始均から始まっていたはずである。そして崔浩の國記も鄧淵の國記を續輯したものであったから、要するに鄧淵の國記は、それが始均であったかどうはともかく、まさに祖宗の開基から始まり道武帝の時代にいたるもので、その後は『北史』魏收傳にいうように、代々それを繼續して編修していたのである。

ところで、李彪は史料上の理由から成帝以降を紀傳體にするのであるが、もう一つ右の上表で注目される點は、成帝以降でも皇始（三九六―三九八）以前と以後を分ける考え方がみられることである。これと似た歴史觀は太武帝の太延五年の詔にも現れているが、その内容は「我が太祖道武皇帝、天人に協順し、以て不服を征し、期に應じて亂を撥き、區夏を奄有す」（『魏書』巻三五崔浩傳）とあるように、中原進出の武功を評價したものであった。これに對して皇始元年は、道武帝が初めて天子の旌旗を立て中國官制を導入したとされる年で、後に『魏書』の禮志や靈徵志、官氏志などでも起點となる年とされている。[22] すなわち、皇始以前と以後でわけることは中國的制度の導入以前と以後で時代を區分する歴史觀で、道

【表二】 北朝における廟號の變遷

	太和十五年前	太和十五年後	西魏大統二年後
①神元帝	始祖	始祖	太祖
⑩平文帝	太祖		
⑭昭成帝	高祖		
⑮道武帝	烈祖	太祖	烈祖

數字は神元帝を初代とした場合の代王の代數。

武帝の中原進出の武功を評價することとは質的な違いがある。しかも魏收の『魏書』が、成帝から昭成帝までを序紀にまとめ、道武帝以後を一帝一紀としていることを考えれば、上記の李彪の歴史觀はまさに『魏書』の歴史觀の先蹤をなすものなのである。

ただし、李彪の國書が『魏書』のような體裁をとることはなかったはずである。なぜなら、**【表二】**のごとく、道武帝が「太祖」となったのは太和十五年（四九一）のことで、それ以前の「太祖」は道武帝が平城遷都後に廟號を奉じた平文帝（三一七―三三一）であり、道武帝はまだこの時「烈祖」でしかなかったからである。李彪の本紀がこのような廟制を無視して道武帝以前と以後の體裁を分けたとは考えられない。太和十四年八月に孝文帝の詔を受けておこなわれた五德の行次をめぐる議論でも、李彪と崔光は「晉室の淪（ほろ）ぶや、平文始めて大なり、廟號太祖、抑もまた由有り」（『魏書』卷一〇八之一禮志一）と述べている。[23] 平文帝とは拓跋鬱律で、序紀によれば西晉滅亡の翌年に代王となり、西は烏孫の故地から東は勿吉以西まで勢力を擴大したとされる。太和十五年に孝文帝は「道武の建業の勳は平文より高し」と斷定して道武帝を太祖とするが、それ以前においては平文帝の功績は太祖に値するものと評價されていたのである。すなわち、後の『魏書』にみられるような時代區分の發想は、李彪の上奏の中に現れてはいるが、國史においてはまだそのような時代區分はなく、道武帝以前と以後は未だひとつながりの時代とされていたのである。

以上のように、道武帝以前と以後をわける歴史觀はすでに李彪の上奏の中に現れていたが、それが公式のものとなるのは孝文帝の太和十五年七月に廟號を改革して道武帝に太祖を奉じて以後であろう。[24]『魏書』卷一一三官氏志に引かれる太和十九年（四九五）の北人の姓族詳定

を命じた詔には「皇始已來」が繰り返し強調されている。[25] 李彪は宣武帝の初め（五〇〇）、再度國史の編纂を求め、次のように上奏している（『魏書』巻六二李彪傳）。

これ我が皇魏の中華を奄有するや、歳は百齢を越え、年は十紀に幾し。太祖違わず基を開くを以て、武皇時を奉じ業を拓くを以て、域中に虎嘯し、宇外に龍飛し、小は往き大は來、品物みな亨り、これより以降、世々その光を濟す。史官の敍錄、未だその盛を充たさず。

ここで李彪が想定する國史は、明らかに道武帝以降の百年間を對象とする「魏史」である。「魏史」をもって國史とする歴史觀はここに生まれたといってよい。また李彪が從來の國史には道武帝と太武帝の評價が不足していると述べている點にも注意したい。

ただし、李彪にとって本當に重要なのは道武帝や太武帝の事績ではなく、孝文帝の功績を史書に殘すことであった。そのために李彪は、くどくどしいばかりに孝文帝の大功を二十も數え上げ、「三皇を四して五帝を六すと謂うべし。誠に宜しく功は竹素に書し、聲は金石に播くべし」と述べる。それは孝文帝の人格・政策・事業を全面的に肯定し贊美するものであった。[26]

このように李彪の國書の目的は、孝文帝の功績を史書に遍く書き記すことであった。これ以前の國史は道武帝以前と以後を明確に區別する體裁はとっておらず、道武帝の皇帝制度導入を劃期とする認識にも乏しかった。また道武帝の中原進出や太武帝の華北統一の意義もそれほど明確には認識されていなかったのである。そもそも北魏の歴史を「魏史」という概念でとらえることは自明のことではなく、孝文帝の漢化政策によって中華王朝として生まれ變わったとする自覺に立つとき、初めて皇始以來の歴史が「魏史」として現れてくるのであり、道武帝や太武帝の重視など歴史像の再構成に及ぶのである。この意味でいえば「魏史」は、孝文帝の漢化政策に歸結する中華王朝としての發展史であった。

ところが、李彪は景明二年（五〇一）に亡くなり、この國書は完成しなかった。その後この仕事は、崔光をへてその甥

の崔鴻へと受けつがれるが、孝明帝の正光年間（五二〇―五二五）になっても出來ていたのは編目のみで、それ以降は何も進展しなかったのである。『魏書』巻六七崔光傳附鴻傳に、

正光元年、前將軍を加えられ、高祖世宗起居注を修む。光、魏史を撰るに、徒らに卷目有り、初より未だ考正せず、闕略尤も多し。毎に云う、此の史會我が世の成す所に非ず、但し須く時事を記録し、以て後人を待つべしと。薨に臨みて鴻を肅宗に言う。五年正月、鴻に詔し本官を以て國史を修輯せしむ。孝昌の初め、給事黄門侍郎を拜し、ついで散騎常侍・齊州大中正を加えらる。鴻、史甫の爾きに在るも、未だ就く所有らず、ついで卒す。

とあり、國史の編纂をあきらめ、專ら起居注の整備に閉じこもったことがわかる。このことからすると、孝文帝以降國史編纂が停滞した理由は、李彪らの歴史觀が必ずしも當時の人々に廣く受け入れられるものではなく、かえって歴史觀の分裂を生み出すものであったためと考えられる。崔光は死の間際になって甥の崔鴻らに「死を以て國に報いよ」と國史の完成を託したが、[27] その崔鴻も魏史には全く手をつけることなく、爾朱榮の時代へと向かうのである。

さて、こうした北魏の國史編纂の流れを前提とするとき、爾朱榮時代の代人たちが修史を獨占しようとした理由も見えてくる。例えば、元天穆は孝文帝の爵制改革で王爵から排除された「疏屬」であった。また爾朱榮も代々北秀容で領民酋長をしてきた家に生まれ、孝文帝の改革とは無縁なところにいた。まして爾朱榮集團に加わった者の中には、高歡をはじめ、平城時代に北邊に移住させられ、孝文帝の洛陽遷都に取り殘された家の者が多い。彼らが上記のような「魏史」の歴史觀に反發を感じるのは當然であろう。

そもそも爾朱氏が立てた孝莊帝（在位：五二八―五三〇）、敬帝（在位：五三〇―五三二）、節閔帝（在位：五三二）の三帝は、いずれも孝文帝直系の子孫ではない。敬帝は恭宗の曾孫であり、孝莊帝と節閔帝は孝文帝の父獻文帝の孫である。これは偶然ではなく、爾朱世隆は敬帝の血筋が疎遠で人望が得られないと考え、わざわざ代えて節閔帝を立てるのであるが（『魏書』巻一一前廢帝紀）、この場合にも孝文帝の血筋を避けているのは、意識的なものとしか考えられない。普泰元年

（五三一）の元天穆の墓誌には「太祖平文皇帝之後」とあるが、彼の監國史としての歴史觀も「魏史」を拒絶したと思われる。すなわち、代人と漢人の歴史觀の對立の背景には、孝文帝の漢化政策をめぐる評價の違いがあると考えられるのである。

一方、魏齊革命を契機として魏收によって編纂された『魏書』は、李彪らの歴史觀を受け繼いだものではあるが、道武帝以前を序紀に一括し、道武帝以後を一帝一紀とする魏の國史は、この時初めて作られたのである。しかも鄧淵の時十餘卷あったとされる國記の内容は、わずか一卷の序紀と道武帝紀にまとめられ、ここに道武帝以前の歴史は完全に「魏史」の附屬物となり、中華王朝への道を歩み出した道武帝以降百六十年の歴史が、純然たる魏の國史として再構成されたのである。[28] その際特に道武帝と太武帝については中華王朝としての發展史の視點から記事の追加や潤色がなされたであろう。

また各帝紀に附された史論をみると、當然孝文帝紀の史論が最も長く、最も高い評價をあたえており、孝文帝以前を「威武」の時代、孝文帝以降を「文敎」の時代と區分している。ただし、その後の宣武帝、孝明帝、孝莊帝に對する評價は極めて嚴しい。宣武帝は「聖考の德業」を繼承しながら「垂拱して無爲」「從容として不斷」で「太和の風替われり」とし、また孝明帝の史論でも「魏は宣武より已後、政綱張らず」とする。孝莊帝の史論では「高祖祀らず、武宣廟を享くに至っては、三后鑑を下し、福祿固より永からず」と、孝莊帝が父の彭城王彧を武宣帝として太廟に祀り、孝文帝を伯考に下したことを嚴しく非難する。すなわち、孝文帝の政治が宣武帝以降に繼承されなかったことを北魏崩壞の原因とするのだが、宣武帝の史論についてはすでに周一良氏が、様々な面で宣武帝は孝文帝の繼承者であったことを指摘し、史論の評價に疑問を示している。[29] ここには孝文帝を全面的に肯定したまま魏齊革命へと結びつけようとする『魏書』の歴史觀が現れているといえよう。ではなぜ『魏書』はこのような歴史觀に立ったのであろうか。そこで次章では改めて魏齊革命の性格に目を向けることにしたい。

三　魏齊革命と禊史問題

爾朱氏に反旗を翻してこれを破った高歡は、五三二年、洛陽に入城する。高歡は爾朱氏の立てた節閔帝の處遇をめぐって百官と會議するが、代人の綦儁らは、爾朱氏の立てた節閔帝をそのまま奉じることを主張する（『魏書』巻八一綦儁傳）。しかし、清河の崔悛らが「逆胡」の立てた皇帝を擁立すれば高歡の大義名分が立たないと反對したため高歡もこれに從った。この際「僉謂う、高祖、後無かるべからず」（『魏書』巻一一出帝紀）という意見があり、そこで孝文帝の孫である孝武帝が選ばれたという。恐らくこの議論を導いたのは崔悛ら漢人官僚であろう。彼らにとっては孝文帝の孫であることが何よりも重要だったのであり、崔悛はその卽位の大赦の文にわざわざ「朕、孝文に託體し」の一言を盛り込むほどであった（『北史』巻五六魏收傳）。

ところが、孝武帝は高歡の傀儡に甘んぜず、關西の宇文泰を賴って出奔してしまう。これ以降西魏では代史への回歸が復古主義的な政策の姿をとって現れる。まず漢人・代人の區別なく代國の國姓を賜與することが始まり、文帝の大統二年（五三六）十一月には始祖神元帝を太祖とし、道武帝を烈祖に戻す（**【表二】**參照）。そして國姓の賜與を續ける一方、大統十五年（五四九）五月には太和中に漢姓に改めた代人に對して國姓に戻ることが命じられ、恭帝元年（五五四）一二月には、統國三十六、大姓九十九の部族を復興するというように、次第にエスカレートしていくのであるが、國姓回復や部族復興は**【表三】**のごとく、西魏の國勢が擴大し北齊に迫る時期に相當し、また北齊においては魏齊革命や『魏書』編纂の時期に當たっていることに注意したい。(30)

ところで、孝文帝の孫であることによって高歡に擁立された孝武帝であったが、一方では「代都の舊制」を用いて卽位している。『北史』巻五孝武帝紀中興二年（五三二）條に、高歡が孝武帝を立てた時のこととして次のようにある。

是に於いて假廢帝安定王、詔策して禪位す。東郭の外に卽位するに、代都の舊制を用い、黑氈を以て七人を蒙う。

【表三】『魏書』編纂時期の北齊・西魏

		東魏・北齊の動き		西魏・北周の動き
547	武定 5	①高歡の死。 ②侯景が離反。	大統13	
548	武定 6		大統14	
549	武定 7	③侯景が建康を陷落(⑤梁の武帝の死)。 ⑧高澄の死。	大統15	⑤國姓回復(諸代人太和中改姓者並令復舊)
550	天保 1	⑤魏齊革命。	大統16	⑫二十四軍の制を立て北齊に出兵
551	天保 2	**○魏書編纂の開始**。	大統17	⑥長樂公主を突厥に嫁がす。
552	天保 3	⑩長城を建設。	廢帝 1	②突厥が柔然主阿那瓌が自殺。
553	天保 4	**○魏收の專任となる**。	廢帝 2	⑧成都を陷し、四川を支配下におく。
554	天保 5	**○魏書列傳の完成**。 **○魏書十志の完成**。 ⑫長城を建設。 ○高隆之の失脚と殺害。	恭帝 1	①九命の典を作る(始作九命之典、以敘內外官爵)。 ⑫江陵を陷し、梁の元帝を殺して後梁を立てる。部族復興(魏氏之初、統國三十六、大姓九十九、後多絕滅。至是、以諸將功高者三十六國後、次者爲九十九姓後、所統軍人、亦改從其姓)。
555	天保 6	○長城の建設(發夫一百八十萬人築長城、自幽州北夏口至恒州九百餘里)。	恭帝 2	○突厥が柔然を滅ぼす。
556	天保 7		恭帝 3	①六官の制を建てる(初行周禮、建六官)。 ⑩宇文泰の死。
557	天保 8		孝閔 1	①魏周革命
560	皇建 1	**○魏書の公開**。	武成 2	

（高）歡、その一に居り、帝、氈上において西向して天を拜し訖り、東陽、雲龍門より入る。永熙元年夏四月戊子、皇帝、太極前殿に御し、群臣朝賀す。

太極殿での卽位は魏晉以降に形成された卽位儀禮の傳統であり、[31] 北魏で初めて太極殿が作られたのは孝文帝の太和十六年（四九二）のことである。この他にも孝文帝が西郊の祭天など數々の鮮卑的な儀禮を廢止し、南郊における郊祀など中國的な儀禮を重んじたことは、『魏書』に詳しく記されている。[32] その意味では孝文帝の漢化政策は北魏の中に根付いていたのであるが、一方では「代都の舊制」を用いているように、北魏末になって鮮卑的なシンボルの復活があった。そもそも孝文帝以前においては、孝文帝自身も含め、北魏の王權は漢族的側面と鮮卑的側面を兼ね備えていたのであって、孝武帝の卽位儀禮はこの孝文帝以前の北魏の君主のあり方を復活させたもの

である。城の東で卽位することは、『魏書』卷一一前廢帝紀建義元年（五二八）二月己巳に、爾朱世隆が敬帝を立てた時のこととして、「（爾朱）世隆等、王を東郭の外に奉じ、禪讓の禮を行う」とあり、また『北史』卷五魏本紀天平元年（五三四）十月丙寅條に、高歡が孝靜帝を立てた時のこととして、「皇帝、城の東北に卽位し、大赦、改元す」とあり、そのこと自體の意味は不明ながら、孝武帝と同じく代都の舊制を用いたのではないかと推測される。また『魏書』卷一一出帝紀では先の『北史』孝武帝紀の記事の「代國の舊制」に關するところが省略されており、これは高歡が鮮卑的な卽位儀禮にかかわったことを直筆するのを避けたものと思われる。

以上のように北魏末の皇帝には鮮卑的な側面の復活が見られるのであるが、では勃海の高氏として卽位した文宣帝高洋の場合はどうであったろうか。勿論、濱口氏の研究にあるとおり、高歡が勃海の高氏であることは疑わしく、河西の鮮卑である可能性が強いのであるが、文宣帝高洋が勃海高氏として卽位したことは『魏書』にそう系譜づけられていることからも疑いない。

『北齊書』卷四文宣帝紀武定八年（五五〇）五月辛亥條には「禪代の禮は一に唐虞、漢魏の故事に依る」とあり、文宣帝は南郊で卽位し、壇に昇って柴燎告天したのち太極前殿に御している。恐らくこれは後漢の光武帝が鄗の陽に壇を築いて卽位した故事と（『續漢書』志第七祭祀上）、曹魏で太極殿が築かれて卽位の場所となったことを繼承するもので、南朝の宋の武帝、梁の武帝、陳の武帝の禪代の際の卽位儀禮と全く同じである。(33)

しかもこの卽位の儀注を作成したのは楊愔で、楊愔は魏收を奏上して禪代の詔册を書かせる一方、山東士族を招集して禪代の儀注を作成したのであった。すなわち『北齊書』の文宣帝紀に「一に」あるのは、ここで楊愔らが特別の意をもって王權の鮮卑的な側面を拂拭しようとしたことを強調したものに違いない。

これと同樣のことは文宣帝の立后問題にも現れている。文宣帝の夫人は趙郡の李希宗の娘であったが、高洋が卽位して中宮を立てる際、高隆之と高德政はともに「漢の婦人は天下の母と爲すべからず」と主張して李氏立后に反對した。これ

に對して楊愔は、元妃は改めないのが「漢魏の故事」であるとして李氏立后を主張する。それでもなお高德政は勳貴の歡心を買おうと、代人の段昭儀の立后を主張するが、文宣帝は楊愔の意見を採って李皇后を立てている。

以上のように魏齊革命では、王朝の鮮卑的な側面は拂拭され、文宣帝は純然たる漢人君主として現れてくる。このことは國内の漢人官僚との結束を固めるうえで重要であったろうが、文宣帝の場合南朝を意識した面があると考えられる。この時、梁は侯景の亂で衰退し、武定七年（五四九）三月には建康が陥落、五月には武帝が死に追いやられていた（**【表三】**參照）。こうした狀況で武定七年十一月には梁の齊州刺史、德州刺史、南豫州刺史が、八年正月には楚州刺史、定州刺史、洪州刺史が州ごと内屬を求めてきている。こうして文宣帝の卽位の前年までには、それまで淮水を境としていた北朝の領土は、初めて淮水の南に廣がることになったのである。[34] なかなか決心のつかない文宣帝を決斷に踏み切らせたのも、南人の徐之才の圖讖に基づく勸めであった。[35] また卽位後の天保元年九月には、武帝の第六子の邵陵王蕭綸に詔して梁主としている。これは不發に終わったが、南朝への介入は文宣帝の時代を通じて續くのであり、江南の經略は文宣帝の大きな判斷要素となっていたはずである。

しかし、文宣帝にとって自らを純然たる漢人君主と位置づけることは、一面では北魏の王權の鮮卑的な側面を繼承しないということである。これは禪讓という方法で北魏の王權を繼承した文宣帝にとっては、著しく正統性の根據を損ないかねないことであった。この問題が深刻であるのは、前章で述べたように西魏の存在があるからである。婁太后や勳貴が魏齊革命に反對であったのも、西魏の攻勢が強まることを懸念したとされている。[36] 現實に宇文泰はこの年の十二月軍を率いて北齊領内に進軍して北齊の動靜をうかがうのである。[37]

このように魏の正統性の問題は、文宣帝にとって決して輕視できない問題であった。文宣帝が『魏書』の編纂を命じたのもこの問題とかかわるはずである。もともと東魏では孝文帝に對する崇敬の念が強く、『魏書』卷一二孝靜帝紀に「帝を推し以て肅宗（孝明帝）の後を奉ぜしむ」として孝文―宣武―孝明の皇統を嗣がせており、天平元年（五三四）十月に卽

位して太廟を祀った際の詔にも「高祖孝文皇帝、乾象を式觀し、人謀を俯協し、武州より發し、嵩縣に來幸す。魏、舊國と雖も、その命惟新す」（『魏書』巻一二孝靜帝紀）とあり孝文帝の功績を稱える。また『北史』巻五魏本紀五には孝靜帝の人柄について「從容として沈雅、孝文の風有り。勃海王高澄、事を嗣ぐに、甚だこれを忌む」とある。すでに孝文帝の漢化政策を評價するための歴史觀は長い時間をかけて釀成されてきていた。ただし、それを國史として確定することはなお代人の監國史によって阻まれていた。そこで文宣帝は魏齊革命とともにこの障害を除き『魏書』を作ることで自身の權力の確立につなげようとしたのである。

従って、文宣帝の歴史への關心は非常に早い段階から現れる。すでに天保元年八月には、王公・文武百官から庶民・僧侶を對象に、史料の提供を求める詔を出している。(38) なおこの月には孔子の子孫を崇聖侯・邑一百戸に封じて孔子を祀らせているが、これは孝文帝が太和十九年（四九五）五月辛酉に魯城に行幸しておこなったことと全く同じである。

『魏書』編纂の詔がその翌年であるのも、例えば沈約の『宋書』が宋滅亡から八年後に敕を下されていることと比較すれば、いかに文宣帝が魏の歴史的總括を急いでいたかがわかる。『魏書』の編纂自體も性急に進められた。これについて『北史』魏收傳には次のようにある。

（天保）二年、詔して魏史を撰らしむ。四年、魏尹に除し、故ら優するに祿力を以てし、專ら史閣に在りて郡事を知らしめず。初め、帝、羣臣をして各々志を言わしむるも、收曰く「臣願わくば東觀に直筆するを得、早く魏書を出さん」と。故に帝、收をしてその任を專らにせしむ。

このようにわざわざ天保四年（五五三）に文宣帝は『魏書』の編纂を加速させるため、「敏速之工」（『北史』魏收傳）と呼ばれる特殊な文才をもつ魏收を特別に優遇して編纂に專從させている。さらに初め文宣帝は、意見を下から積み上げる方式での編纂を考えていたが、この點も早く出すことを優先させ魏收の一任としたのである。

またこれ以前の問題として、魏收の他にも五人の史臣が任じられていたが、これについても『北史』巻五六魏收傳に

「收、引くところの史官、その陵逼を恐れ、唯學流の先ず相依附する者を取るのみ」とあり、『北齊書』卷四四刁柔傳に「魏收、魏史を撰るに、柔等を啓しその事を與同にせしむ」とあるように、もとから魏收に都合のよい人物を選ばせたもので、無用に意見が齟齬して編纂が滯らないように配慮したものと考えられる。

胡寶國氏の研究によれば、歷史的に北朝の史書編纂は複數の史臣による官修でおこなわれ、南朝は私撰によっておこなわれた。從って沈約のように敕撰でありながらこれを一人で擔っているのは、南朝の史書編纂が私撰から官修へと向かう過渡的な姿なのであるという[39]。これに對して『魏書』は北朝の官修の傳統を受け繼ぎながら、上述のごとく實態は全くの私撰であった。このように制度と實態の乖離した編集方法は、後に樣々な憶測や嫌疑を生むことになり、穢史問題へと發展する原因を生んだと考えられる。

このことは、魏齊革命の方向附けをした楊愔と魏收との、次のような會話からも知ることができる（『北史』卷五六魏收傳）。

尙書陸操、嘗て（楊）愔に謂いて曰く「魏收の魏書、博物宏才と謂うべし、魏室に大功有り」と。愔、嘗て收に謂ひて曰く「此謂う、不刊の書これを萬古に傳えんと。但、恨むらくは諸家の枝葉の親姻に論及し、過ぎて繁碎を爲し、舊史の體例と同じからざるのみ」と。收曰く「往に中原の喪亂に因り、人士の譜牒、遺逸して略盡く。是を以てその枝派を具さに書す。望らくは公、過を見て仁を知り、以て尤責を免れん」と。

楊愔は一方で『魏書』を絶賛しながら、一方で列傳があまりに家譜的で煩瑣なことに苦言を呈している。これに對して魏收は、中原の士人の譜牒が散逸し、正しい譜系の繼承が危機に瀕している事情を述べて辯解するのであるが、これが穢史問題の原因を話し合ったものであることは間違いないから、この會話に基づく限り、穢史問題は『魏書』の本質を外れた副次的な部分で發生した問題といわざるをえない。

またここでは代人の陸操が『魏書』を高く評價していることに注意したい。筆者の知る限り、陸操は楊愔の儀注作成に

召された唯一の代人である。[40] しかし代人とはいっても、陸氏は鮮卑の名族中で最も漢化に馴染んだとされる一族で、[41] 陸操も若くから學業で名が知られ文章を好んでいた（『北史』巻二八陸叡附操傳）。いわば孝文帝の漢化政策の成功例ともいえる一族であり、楊愔も「陸氏代々人有り」と述べている（『隋書』巻五八陸爽傳）。こうしてみると、むしろこの陸操が『魏書』を絶賛しているところに、漢化政策と『魏書』の深いつながりをみることができるのである。

以上のように筆者は、魏齊革命は、鮮卑的な側面をそぎ落とし、孝文帝の漢化政策の側面だけを繼承しようとするものであったと考える。勿論、これをもって北齊王朝の全面的な性格と規定するわけにはいかないが、少なくとも魏齊革命の時點における文宣帝と楊愔にはそのような意圖が明確であるし、『魏書』の編纂はこの魏齊革命の延長線上に位置づけられる。孝文帝の漢化政策を全面的に肯定しようとする『魏書』の歴史觀は、この魏齊革命の性格に規定されていると考えられるのである。

こうした『魏書』の性格から、文宣帝は通常とは異なる編纂方法を魏收にとらせた。このため『魏書』は官修の正史でありながら、實態は魏收の私撰となってしまう。そのことの欺瞞性が根源となって穢史問題へと發展したのである。

それにしても、文宣帝が太武帝のようなことはしないと魏收に約束した北魏の國書事件は、崔浩の國書が鮮卑の怒りを買ったことに端を發する事件であった。ところが、穢史問題で『魏書』批判の先頭に立ったのは、范陽の盧斐、頓丘の李庶、太原の王松年ら漢人士族なのである。その一方で、『魏書』完成と同じ年に勳貴の高隆之が崔季舒らの讒言によって尚書に禁止され、文宣帝に鞭打たれた傷がもとで死んでいるのは看過できない。これ以降の監國史・修國史が全て漢人であったことを考えれば、確かに穢史問題では獄死者を出すほど激しい對立があったとしても、本當の意味で批判を封じ込められてしまったのは、むしろ代人達の歴史觀の方ではないかと思われるのである。

おわりに

北魏史の研究において『魏書』が史料中に占める割合は極めて大きいものがある。これまでの北魏史研究は『魏書』の歴史觀の影響を受けてきたし、またそれをどう乗り越えるかが課題でもあった。近年における石刻・文書・文物史料の整理・發見・研究は、こうした狀況を大きく變えつつあり、『魏書』の歴史觀を相對化するとともに、その內面的な歴史觀に迫ることも可能にしつつあるように思われる。本論はその前提として、特に『魏書』編纂の背景や北魏の國史編纂史における歴史觀の變遷などを檢討し、『魏書』編纂の目的とその歴史觀について若干の見解を述べてきた。もとより狀況證據を積み重ねての推論にすぎないが、今後の研究の方向として幾つかの課題を見つけることができたと思う。

孝文帝以前の國史は『魏書』とはかなり異なる歴史觀によって構成されており、孝文帝以降少なくとも『魏書』が出るまでは、そのような歴史觀も保持されていたであろうということである。例えば、孝文帝以後でも酈道元の『水經注』灅水に「灅水また東北し、白狼堆の南を逕る。魏烈祖道武皇帝、是に于いて白狼の瑞に遇う。」とあり、また景明三年（五〇二）穆亮墓誌に「佐命列祖（ママ）、廓定中原」とあり、熙平元年（五一六）元廣墓誌に「烈祖道武帝皇帝之苗裔」とあり、永安二年（五一九）元維墓誌に「烈祖道武皇帝之玄孫」とあるなどは、[42] これと何らかのかかわりがあるかもしれない。また何德章氏や松下憲一氏が取り上げた「魏」と「代」の國號の問題は、本論では全く觸れることができなかったが歴史觀の問題とも深く關わる。[43] 本論の考察からすれば、國號としての「代」を用いない理由は、『魏書』が殊更に魏と代を切り離し、道武帝以降の魏の歴史のみを國史として扱っているためではないかと思われるが、これについては改めて考察する機會を得たいと思う。また道武帝、太武帝の評價の變遷を追うことが必要であることもわかった。しかし、やはり最も肝心なのは、孝文帝の時代をどう捉えなおすかであろう。これらはいずれも困難な課題であるが、こうした檢討を進めていくことで新しい北魏史像への展望が見えてくるのではないかと考える。本論ではひとまずここで筆を置くことにしたい。

註

（1）岡崎文夫「魏收穢史」（『文化』第一卷第五號、一九三四年）。

（2）これには余嘉錫氏が反論を加えている。『四庫提要辨證』（雲南人民出版社、二〇〇四年、初出は一九五八年）、一四六―一五〇頁。しかしまた穢史問題に對する反論として、瞿林東「說《魏書》非〝穢史〟」（『江漢論壇』、一九八五年第五期）がある。

（3）周一良「魏收之史學」（『周一良集』第一卷、遼寧教育出版社、一九九八年、初出は一九三四年）。内田吟風「魏書序紀特に其世系記事に就て――志田不動麿學士「代王世系批判」を讀む――」（『史林』第二二卷第三號、一九三七年）。同「魏書の成立に就いて」（『東洋史研究』第二卷第六號、一九三七年）。

（4）濱口重國「高齊出自考――高歡の制覇と河北の豪族高乾兄弟の活躍」（『秦漢隋唐史の研究』下卷、東京大學出版會、一九六六年、初出は一九三八年）。

（5）尾崎康「魏書成立期の政局」（『史學』第三四卷第三・四號、一九六二年）。

（6）紀游「一個千古求索的重要史迹――記大興安嶺北段的拓跋鮮卑石室」（『文史知識』一九八二年第七期）。また氏は道教的な文言が儒教的な文言に書き換えられていることも指摘している。なお嘎仙洞刻石については、米文平『鮮卑史研究』（中州古籍出版社、一九九四年）がある。

（7）川本芳昭「魏晉南北朝時代における民族問題研究についての展望」（『中國の歷史世界――統合のシステムと多元的發展――』東京都立大學出版會、二〇〇二年）。

（8）松下憲一「北魏の國號「大代」と「大魏」」（『史學雜誌』第一一三編第六號、二〇〇四年）。

（9）拙稿「三長・均田兩制の成立過程――『魏書』の批判的檢討をつうじて――」（『東方學』第九七輯、一九九九年）、同「『魏書』の均田制敍述をめぐる一考察」（『大阪市立大學東洋史論叢』第一一號、二〇〇〇年）。

（10）繆鉞「魏收年譜」（『讀史存稿』生活・讀書・新知三聯書店、一九六三年）は初め魏收が東魏で修國史となったのを興和二年とするが、特に確定できる根據はない。筆者は崔暹が御史中尉となった武定初めの可能性もあると考える。二度目に修國史になったのを武定元年としているのは明らかな閒違いである。

（11）『資治通鑑』卷一五八・梁紀一四・武帝大同十年「丞相歡多在晉陽、孫騰・司馬子如・高岳・高隆之、皆歡之親黨也。委以朝政、鄴中謂之四貴。其權勢熏灼中外、率多專恣驕貪。歡欲損奪其權、故以澄爲大將軍・領中書監、移門下機事總歸中書、文武賞罰皆稟於澄。」

（12）毛漢光「北魏東魏北齊之核心集團與核心區」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』第五七本第二分、一九八六年）。

（13）唐の監修國史制度とその内容については、張榮芳『唐代的史館與史官』（私立東吳大學中國學術著作獎助委員會、一九八四年）に詳しい。

(14) 内藤湖南『支那史學史』(『内藤湖南全集』第一一卷、筑摩書房、一九六九年、初出は一九四九年)には「北朝から始まって、以後唐までの間に起こった一つの變化は、種々の歴史の編纂の際に、その編纂を著作郎に任せては、官職が低いために著作が重きをなさぬという理由から、實際の修史には大臣を以て之を領せしめることとなったことであって、ここに大臣の副職として監修國史ということが生じた。」(一九一頁)としている。

(15) なお魏收の「前上十志啓」によれば、十志は魏收、辛元植、刁柔、高孝幹、眭仲讓、綦母懷文の五人で編纂された。

(16) 趙超『魏晉南北朝墓誌彙編』(天津古籍出版社、一九九二年)、二七六頁。北京圖書館金石組編『北京圖書館藏中國歴代石刻拓本匯編』第五册(中州古籍出版社、一九八九年)、一四八頁。

(17) 『史通』外篇・史官建置「洛京末、朝議又以國史當專代人、不宜歸之漢士、于是以谷纂、山偉等更主文籍。凡二十餘年、其事闕而不載。斯蓋猶秉夷禮、有互鄉之風者焉。」

(18) 田餘慶「『代歌』、『代記』和北魏國史――國史之獄的史學史考察」(『拓跋史探』生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇三年、初出は二〇〇一年)。

(19) なお、田氏は「代記」を本來の名稱とするが、『魏書』には「國記」とあり、特にそれを否定する理由はないように思われる。『隋書』卷三二經籍志一の小學に『國語眞歌』十卷があり、田餘慶氏は國語で歌われた「眞人代歌」を漢字を用いて表したのがこの『國語眞歌』であるとしている。それはその通りであろうが、そうだとすれば「代歌」は「國歌」が正しい名稱であったのであり、同樣に「代記」も俗稱で「國記」が正しいと考える。

(20) 『魏書』卷三六高允傳に「世祖召(高)允、謂曰『國書皆崔浩作不。』允對曰『太祖記、前著作郎鄧淵所撰。先帝記及今記、臣與浩同作。然浩綜務處多、總裁而已。至於注疏、臣多於浩。』」とあることなどから、内田氏は前掲「魏書の成立に就いて」において「恐らく此は太宗明元帝の内政、世祖太武帝の始光、神䴥年間の外征の功業を記錄するのが主目的であったと考えられる」(五頁)と述べているが、後に李彪の上奏にみるように崔浩の國記は鄧淵の國記を引き繼いでおり、この三帝記だけが獨立して一書になっていたことはないと考える。

(21) 行論の都合上ここでは崔浩の國書事件については觸れない。最近、佐藤賢「崔浩誅殺の背景」(『歴史』第一〇三輯、二〇〇四年)が學説史を整理しているのでそちらを參照されたい。また崔浩の國書事件がその後の北魏の國史編纂にどのような影響をあたえたかという視點で北魏の國史編纂史を論じたものに、陳識仁「北魏修史略論」(黄清連編『結網編』東大圖書、一九九八年)がある。

(22) 『魏書』卷一〇八之一禮志「初自皇始、迄於武定、朝廷典禮之迹、故總而錄之」。『魏書』卷一一二上靈徵志八上「今錄皇始之後災祥小大、總爲靈徵志」。『魏書』卷一一三官氏志「皇始元年、始建曹省、備置百官、封拜五等。外職則刺史・太守・令長已下有未備者、隨而置之」。

(23) 北魏における五徳の行次の問題については、川本芳昭「五胡十六國・北朝時代における「正統」王朝について」（『魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、一九九八年、初出は一九九七年）を參照されたい。

(24) 川本芳昭「封爵制度」（前掲書、初出は一九七九年）は、孝文帝の廟號改革・爵制改革の意圖について、平文帝以後の諸帝の子孫との間にあった一體感をうち破ろうとするものであったとしており、本論もこの意見にしたがう。前掲書、二七二頁參照。

(25) 『魏書』巻一一三官氏志「太和十九年、詔曰『……原出朔土、舊爲部落大人、而自皇始已來、有三世官在給事已上、及州刺史・鎮大將、及品登王公者爲姓。若本非大人、而皇始已來、職官三世尚書已上、及品登王公而中間不降官緒、亦爲姓。諸部落大人之後、而皇始已來官不及前列、而有三世爲中散・監已上、外爲太守・子都、品登子男者爲族。若本非大人、而皇始已來、三世有令已上、外爲副將・子都・太守、品登侯已上者、亦爲族。……』」。

(26) それを列記すると、「合德二儀（天地の德を備える）」「齊明日月（秩序をもち嚴正）」「慮周四時（四季と調和）」「合契鬼神（精氣を合わせる）」「遷都改邑（洛陽へ遷都）」「變是協和（世を正して和する）」「思同書軌（文字と車幅を統一）」「守在四夷（四夷を鎮める）」「海外有截（海外を鎮める）」「禮田岐陽（周の禮を尊ぶ）」「張樂岱郊（泰山を祀る）」「鑾幸幽漠（北邊を巡行）」「燮伐南荆（荆州に出征）」「升中告成（天を祀り成功を告げる）」「親虔宗社（宗廟社稷を親祭）」「袞實無闕（天子の職事を完遂）」「開物成務（吉凶を占い事業を成す）」「觀乎人文（人文を觀察して天下を教化）」「革弊創新（改革をおこなう）」「孝慈道洽（道德を廣める）」である。

(27) 『魏書』巻六七崔光傳「（正光四年）十一月、疾甚、敕子姪等曰『諦聽吾言。……吾荷先帝厚恩、位至於此、史功不成、歿有遺恨。汝等以吾之故、並得名位、勉之、勉之、以死報國。……』。なお崔鴻は『十六國春秋』一百卷を作っており、本來これは魏史と表裏すべきものであったと考えられる。しかしこの私撰の史書も公にはされず、司徒崔光の權勢に隱れて廣く傳讀されてはいたが、正式に朝廷に上奏されたのは崔鴻の死後、永安中（五二八―五三〇）のことであった。崔鴻『十六國春秋』の歷史觀については、川本前掲「五胡十六國・北朝時代における「正統」王朝について」を參照されたい。

(28) 序紀の史論に「終於百六十載、光宅區中。其原固有由矣。」とあるのはそのことを示す。なおこれと似た文は『魏書』巻三三李先傳にも「自皇始至齊受禪、實百五十餘歲矣」とある。この傳は後に補われたものであり、ここに引いた文章が魏收のものかどうかはわからないが、序紀の史論と同じであることから、もとの魏收の文章を踏襲している可能性はある。

(29) 周一良『魏晉南北朝史札記』（中華書局、一九八五年）三一七―三二〇頁の「魏宣武帝元恪」の項。

(30) 呂春盛『北齊政治史研究――北齊衰亡原因之考察』（國

立臺灣大學出版委員會、一九八七年）は、永熙三年（五三四）～天保五年（五五四）を北齊優勢時代、天保六年（五五五）～武平五年（五七三）を北齊北周均勢時代としている。なお西魏の國姓賜與については、拙稿「孝武西遷と國姓賜與――六世紀華北の民族と政治――」（『岡山大學文學部紀要』第三八號、二〇〇二年）を參照されたい。

（31）金子修一「中國古代の卽位儀禮の場所について」（『古代中國と皇帝祭祀』汲古書院、二〇〇一年、初出は一九九九年）。

（32）このことは、康樂『從西郊到南郊――國家祭典與北魏政治』（稻禾出版社、一九九五年）の第三編第五章「國家祭典的改革」に詳しい。

（33）『南史』卷一宋本紀上永初元年六月丁卯條、卷六梁本紀上天監元年四月丙寅條、卷九陳本紀九永定元年十月乙亥條。

（34）李萬生『侯景之亂與北朝政局』（中國社會科學出版社、二〇〇三年）、一〇四頁參照。

（35）岩本篤志「北齊政權の成立と「南士」徐之才」（『東洋學報』第八〇卷第一號、一九九八年）。

（36）『北史』卷九〇徐謇傳附之才傳「之才少解天文、兼圖讖之學、共館客宋景業參校吉凶、知午年必有革易。因高德正啓之、文宣聞而大悅。時自婁太后及勳貴臣咸云「關西旣是勍敵、恐其有挾天子令諸侯之辭、不可先行禪代事。」之才獨云「千人逐兔、一人得之、諸人咸息。須定大業、何容翻欲學人。」又援引證據、備有條目、帝從之。登阼後、彌見親密。」

（37）この時期の西魏と北齊の關係については、前掲拙稿「孝武西遷と國姓賜與」を參照されたい。

（38）『北齊書』卷四文宣帝紀天保五年八月庚寅條詔「朕以虛寡、嗣弘王業、思所以贊揚盛績、播之萬古。雖史官執筆、有聞無墜、猶恐緒言遺美、時或未書。在位王公文武大小、降及民庶、爰至僧徒、或親奉音旨、或承傳傍說、凡可載之文籍、悉宜條錄封上。」

（39）胡寶國「南北史學異同」（『漢唐閒史學的發展』商務印書館、二〇〇三年）、一八六―一一三頁。

（40）『北齊書』卷三〇高德政傳に「楊愔卽ち太常卿邢邵（河閒鄚）、七兵尚書崔㥄（淸河東武城）、度支尚書陸操（代人）、詹事王昕（北海劇）、黃門侍郎陽休之（右北平無終）、中書侍郎裴讓之（河東聞喜）らを召し儀注を議撰す」とあり、この他にも崔肇師（淸河東武城）、崔昻（博陵安平）、崔劼（東淸河鄃）、李渾（趙郡栢人）らが加わったことを知りうるが、括弧に示した本貫からもわかるとおり、陸操を除いて全て漢人であり、さらに裴讓之を除けばみな山東士族である。

（41）宮崎市定『九品官人法』（『宮崎市定全集』第六卷、岩波書店、一九九二年、初出は一九五六年）、三二〇頁。長部悅弘「陸氏研究」（中國中世史研究會編『中國中世史研究續編』京都大學學術出版會、一九九五年）。

（42）趙超前揭『漢魏南北朝墓誌彙編』四一頁、九一頁、二五六頁。

（43）何德章「北魏國號與正統問題」（『歷史研究』一九九二年

第三期）、松下前掲論文。

〔附記〕 本稿は平成十六年度科學研究費補助金（若手研究Ｂ）「『魏書』の史料批判にもとづく北魏史像の再構成」による研究成果の一部である。なお、本稿は、二〇〇三年一一月三日、京大會館で開催された東洋史研究大會での口頭發表を改稿したものである。

REVIVAL OF CHINESE POTALAKA: THE PILGRIMAGE TO PUTUOSHAN 普陀山 IN LATE MING CHINA

ISHINO Kazuharu

During the Wanli era (1573-1620), pilgrimage to Putuoshan, the sacred island of Guanyin (the Goddess of Mercy 觀音), revived after a period of decline. By employing books about coastal defense, in addition to the various Putuoshan gazetteers and records of literati travel that previous scholars have used, we can obtain a more complete understanding of the Putuoshan revival and the political circumstances surrounding it.

After the Jiaqing-era 嘉靖 attacks of "Japanese pirates" 倭寇, local administrators strictly prohibited the pilgrimage to Putuoshan to prevent it from becoming a haven for pirates. Despite the vigorous opposition of the Zhejiang provincial commissioner 浙江巡撫 and other local officials, many pious lay people and monks secretly continued visiting this sacred site and building small temples there. Moreover, the empress dowager and eunuchs made generous donations to this site. Where other scholars have attributed the growth in Putuoshan pilgrimage to lay activity and economic development, I argue that the imperial household's political influence was the decisive factor.

The period at revival reached its climax in the early seventeenth century, Putuoshan gradually again became one of China's greatest sacred sites. By the revival's end, despite instability in the area, people were openly heading for Putuoshan from coastal ports in Jiangnan (Southeast China) –such as Ningpo, Hangzhou, and Shanghai.

THE COMPILATION OF THE *WEISHU* AND THE REVOLUTIONARY SHIFT FROM THE EASTERN WEI TO THE NORTHERN QI

SAGAWA Eiji

This study argues that the *Weishu* 魏書, a critical work in the study of the history of the Northern Wei 北魏, is a history whose production is intimately

REVIVAL OF CHINESE POTALAKA: THE PILGRIMAGE TO PUTUOSHAN 普陀山 IN LATE MING CHINA

ISHINO Kazuharu

During the Wanli era (1573-1620), pilgrimage to Putuoshan, the sacred island of Guanyin (the Goddess of Mercy 觀音), revived after a period of decline. By employing books about coastal defense, in addition to the various Putuoshan gazetteers and records of literati travel that previous scholars have used, we can obtain a more complete understanding of the Putuoshan revival and the political circumstances surrounding it.

After the Jiaqing-era 嘉靖 attacks of "Japanese pirates" 倭寇, local administrators strictly prohibited the pilgrimage to Putuoshan to prevent it from becoming a haven for pirates. Despite the vigorous opposition of the Zhejiang provincial commissioner 浙江巡撫 and other local officials, many pious lay people and monks secretly continued visiting this sacred site and building small temples there. Moreover, the empress dowager and eunuchs made generous donations to this site. Where other scholars have attributed the growth in Putuoshan pilgrimage to lay activity and economic development, I argue that the imperial household's political influence was the decisive factor.

The period at revival reached its climax in the early seventeenth century, Putuoshan gradually again became one of China's greatest sacred sites. By the revival's end, despite instability in the area, people were openly heading for Putuoshan from coastal ports in Jiangnan (Southeast China) –such as Ningpo, Hangzhou, and Shanghai.

THE COMPILATION OF THE *WEISHU* AND THE REVOLUTIONARY SHIFT FROM THE EASTERN WEI TO THE NORTHERN QI

SAGAWA Eiji

This study argues that the *Weishu* 魏書, a critical work in the study of the history of the Northern Wei 北魏, is a history whose production is intimately

connected to the dynastic change From the Eastern Wei 東魏 to the Northern Qi 北齊. The compilation and editing of the histories of the Northern Dynasties was a delicate matter as it involved the sensitivities of the populace, and at the close of the Northern Wei a system was formed in which several historians 修國史 worked to together to compile an official history in the Historiographical Bureau 修史局, which was established under a Chief Compiler of the Dynastic History 監國史. A high-ranking official from the Turkic Dai people 代人 was assigned as Chief Compiler of the Dynastic History to oversee the editing of the ethnic Han historians. However, at the point of transition from the Eastern Wei to the Northern Qi, Han officials began to serve as Chief Compiler of the Dynastic History as well as historians. The *Weishu* was the history that appeared precisely at this turning point.

The compilation of the history of the Northern Wei was begun during the reign of Daowu-di 道武帝, however when one reviews this history, the histories written prior to Xiaowen-di 孝文帝 did not distinguish between the period prior to Daowu-di and that after him. In other words, one realizes that the periods prior to and after the advance of the Northern Wei into central China were understood as a single historical continuum. The periods before and after the advance into central China were clearly distinguished only after Xiaowen-di bestowed the posthumous title of great founder 太祖 on Daowu-di. After the implementation of Xiaowen-di's policy of sinicization, there was an increasingly strong push with ethnic Han historians playing a central role to make the starting point of the history an era of Huangshi 皇始, the Chinese-style system introduced by Daowu-di. Thereafter, consensus could not be reached on how the history of the Northern Wei should be viewed, and the compilation and editing of an official history was not carried out. Moreover, after the collapse of the Northern Wei, when Dai officials critical of Xiaowen-di's policy of sinicization assumed the reigns of political power, there arose a push for a Dai official to create the dynastic history, and the system of a Chief Compiler of the Dynastic History was created.

Transformation of the view of history was realized with the dynastic shift from the Eastern Wei to the Northern Qi. The revolutionary cession of power from the Eastern Wei to the Northern Qi was also a ceding of power from the Yuan clan 元氏 of Henan Luoyang 河南洛陽 to the Gao clan 高氏 of Bohai Tiao 勃海蓨, in short, from barbarian to Han rule. Additionally, those that helped Gao Yang 高洋 to the throne at this time were ethnic Han aristocratic families from Shandong. The *Weishu* is a history that legitimizes this revolution in history. Reflecting the view of history of the Han aristocracy, the *Weishu* is the earliest

dynastic history to depict the history of Northern Wei as that of a dynasty of central China founded by Daowu-di.

MING AND *LING*: ZHU XI'S INTERPRETATION OF 天命之謂性

KINOSHITA Tetsuya

The phrase 天命之謂性, 率性之謂道, 脩道之謂教 at the beginning of the *Zhong-yong* 中庸 is one most heavily emphasized passages from the classical texts relied on in the Neo-Confucian thought of Zhu Xi 朱熹. Just how this he interpreted this passage is fundamental to the framework of Zhu-xi's thought.

In the commentary at the beginning of Zhu Xi's *Zhong-yong Zhang-ju* 中庸章句, he states, "*Ming* is the equivalent of *ling*" 命猶令也. This appears at first glance as an unproblematic, simple explication of the meaning of the character, and it has seldom been the addressed in previous studies. Yet, I believe this passage is of unusual significance, which I hope to illuminate in this study.

Zhu Xi's interpretation directs his readers to replace *tian ming* 天命 with *tian ling* 天令 in the *Zhong-yong*. Both words mean essentially the same thing, but *ming* applies to a specific person at a specific time, with a specific designation as directly personal mandate. *Ling*, on the other hand, can be summarized as being concerned with prescriptively applied duties of a post a specific post, applying to unspecified occupants. Zhu Xi's proposal to read *tian ming* as *tian ling* was a proposal to switch from the previous understanding of *ming*, which tended to see it as applied on an individual basis, to another in which all were assigned duties by heaven. By this switch, all things, which as living beings reside within a multitude of different circumstances, are assigned same tasks in their being, and thus a universal vision applicable to all was formed.

In Zhu Xi's thought, humans being alive have common duties to all things assigned by heaven that must be fulfilled, and thus the concept of prescribed duty was established, and thereafter became the "ethos" in the formation of the "modern" societies of East Asia.